

フランスにおける
人種差別的表現の法規制(1)

光 信 一 宏

フランスにおける 人種差別的表現の法規制(1)

光 信 一 宏

はじめに

I 1972年7月1日のプレヴァン法

1. 前身としての1939年4月21日のマルシャンドー法
2. プレヴァン法の制定の経緯
3. プレヴァン法の要点(以上, 本号)

II 人種的名誉毀損罪および同侮辱罪

III 人種的憎悪扇動罪

IV ホロコースト否定罪

むすびに代えて

はじめに

いわゆる差別的表現——差し当たり、「人種、民族、宗教、性別、性的指向等を理由とする個人または集団に対する誹謗・中傷」と定義しておく¹⁾——の法規制の可否をめぐる問題について、日本の憲法学では、アメリカ合衆国におけるヘイト・スピーチに関する判例および学説に範を求める研究が主流であるように見受けられる²⁾。確かに、表現の自由の保障について日本国憲法がアメリカ合衆国憲法の流れを汲んでいることから、多くの憲法研究者がアメリカの憲法理論に強い関心を示し、それに準拠して論じてきたのは異とするに足りな

1) 差別的表現という言葉をマイノリティを攻撃対象とした表現に限定して用いる論者もあるが、本稿では、後の議論との関係でマジョリティに対する差別的表現も射程に入れて論ずることとする。ともあれ、本文における差別的表現の定義は仮のものにとどまる。

いが、差別的表現の問題に関する考察をさらに深めるには、法規制を実施している国々の経験を参照し、そこから教訓を引き出すことも重要な課題であると思われる³⁾。本稿は、ドイツ、イギリス等の事例と比べ紹介されることが少ないフランスの事例⁴⁾について考察することを目的とするものである。

本論に入る前に、主として刑法典と出版自由法（「出版の自由に関する 1881 年 7 月 29 日の法律」⁵⁾）からなるフランスの現行の差別禁止法制について、その概略を記しておこう（差別防止・救済法制についてはここでは触れない）⁶⁾。

まず刑法典であるが、法律の部第 2 編（「人に対する重罪および軽罪」）第 2 章（「人格に対する侵害」）第 5 節（「人の尊厳に対する侵害」）第 1 款（「差別」）に、自然人および法人に対する私人の差別的行為の禁止に係る全 6 カ条の規定（225 条の 1～225 条の 4）が置かれている。

2) ヘイト・スピーチの規制に関するアメリカ合衆国の判例・学説を考察対象とする論考は枚挙に暇がなく、ここでは主な憲法研究者の名前のみを挙げると、安西文雄、市川正人、内野正幸、榎透、梶原健佑、紙谷雅子、木下智史、小谷順子、小林直樹、阪口正二郎、志田陽子、長峯信彦、那須祐治、桧垣伸次、藤井樹也である（五十音順）。

3) ヨーロッパでは大半の国々が差別的表現を規制しているが、その主な比較法研究として、網羅的ではないが以下のものが挙げられる。内野正幸『差別的表現』（有斐閣、1990 年）、櫻庭総『ドイツにおける民衆扇動罪と過去の克服』（福村出版、2012 年）、上村都「意見表明の自由と集団の名誉保護」名城法学論集 25 号（1998 年）1 頁以下、同「集団に対する侮辱的表現——ドイツの憲法判例を素材に——」日本法政学会法政論叢 36 巻 1 号（1999 年）147 頁以下、同「ドイツにおけるヘイト・スピーチ規制」駒村圭吾・鈴木秀美編著『表現の自由 I 状況へ』（尚学社、2011 年）476 頁以下、那須祐治「イギリスにおける憎悪煽動（Incitement to Hatred）の規制」名古屋短期大学研究紀要 43 号（2005 年）111 頁以下、師岡康子「イギリスにおける人種主義的ヘイト・スピーチ規制法」神奈川大学法学研究所研究年報 30 号（2012 年）19 頁以下、岡田仁子「〈研究ノート〉差別的表現の規制——ヨーロッパ人権条約の判例から」阪大法学 46 巻 6 号（1997 年）223 頁以下。またカナダの事例については、小谷順子「カナダにおける表現の自由の保障と憎悪表現の禁止」法政論叢 42 巻 1 号（2005 年）145 頁以下を参照。

4) 差別的表現に関する日本の先駆的研究である内野・前掲注 3) が公刊されたのは 1990 年であるため、当然のことながら、その後のフランスの動向については論じられていない。

5) *Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse*. 同法の邦訳は原則として大石泰彦『フランスのマス・メディア法』（現代人文社、1999 年）231 頁以下に従うが、訳語等を変更した箇所がある。

6) 本稿において引用する法令および判例は、特記しない限りフランス政府の公式サイトである *Légifrance* (<http://www.legifrance.gouv.fr>) にアクセスして入手したものである。

冒頭の 225 条の 1 は差別の定義規定であり、それによると、差別とは、「出生 (origine), 性別, 家族状況, 妊娠, 身体的外見, 名字, 健康状態, 障害, 遺伝的特徴, 品行, 性的指向または性自認, 年齢, 政治的意見, 組合活動, 特定の民族 (ethnie), 国民 (nation), 人種または宗教への実際のあるいは想定される帰属の有無」にもとづく「自然人の間のあらゆる区別」, および構成員に係る上掲の(妊娠を除く)事由にもとづく「法人の間のあらゆる区別」をいう。これらの差別禁止事由は、「出生」あるいは「特定の民族, 国民, 人種または宗教への帰属の有無」にもとづく差別の禁止を掲げる「人種差別に対する闘いに関する 1972 年 7 月 1 日の法律第 546 号」⁷⁾——当時の司法大臣の名をとってプレヴァン法と呼ばれる——の制定を皮切りに、これまで再三にわたる刑法典の改正によって次第にその数が増えていったものである⁸⁾。そして 2012 年の法改正では、「セクハラを受け, またはそれを拒んだこと」あるいは「セクハラについて証言したこと」にもとづき行われる「人々の間のあらゆる区別」を差別とみなす規定 (225 条の 1 の 1) が追加されている⁹⁾。

上に見たように、刑法典に列挙された 20 以上の差別禁止事由は多種多様であるが、もとよりこれらの事由にもとづく差別的行為のすべてが違法とされるわけではない。225 条の 2 によれば、3 年の拘禁刑および 4 万 5,000 ユーロの罰金刑に処せられるのは、①財物または役務の提供を拒んだ者、②正規の経済活動を妨害した者、③雇用を拒んだり、懲戒または解雇を行った者、④財物または役務の提供につき差別的条件を課した者、⑤求人、実習の申込み、あるい

7) Loi n° 72-546 du 1^{er} juillet 1972 relative à la lutte contre le racisme, *J. O. R. F.*, 2 juillet 1972, pp. 6803 et s. 同法の全訳が林瑞枝「フランスの反人種差別法」法律時報 51 卷 2 号 (1979 年) 97 頁以下に掲載されている。

8) 刑法典の中に各事由が追加された年は次のとおりである。「出生」, 「特定の民族, 国民, 人種または宗教への帰属の有無」(以上 1972 年), 「性別」, 「家族状況」(以上 1975 年), 「品行」(1985 年), 「障害」(1989 年), 「健康状態」(1990 年), 「政治的意見」, 「組合活動」(以上 1992 年), 「身体的外見」, 「名字」, 「性的指向」, 「年齢」(以上 2001 年), 「遺伝的特徴」(2002 年), 「妊娠」(2006 年), 「性自認」(2012 年)。

9) 服部有希「【フランス】セクシュアルハラスメント罪に関する規定の改正」外国の立法 No. 253-1 (2012 年) 14 頁以下を参照。

は企業研修期間につき差別的条件を課した者、および⑥社会保障法典 L. 412 条の 8 第 2 号の定める実習を認めなかった者である¹⁰⁾ (例外として、225 条の 3 に列挙された行為は処罰の対象外とされている)。なお、私人でなく公権力または公役務の担当者が職務の遂行において前掲の差別禁止事由にもとづき法律上の権利を否定し、あるいは正規の経済活動を妨害した場合、432 条の 7 の規定によって、5 年の拘禁刑および 7 万 5,000 ユーロの罰金刑を科される。

このように刑法典の主たる規制対象が私人および公務員による差別的行為である¹¹⁾ のに対し、一方、出版自由法が禁じているのは、同法 23 条に規定された公表手段——「公共の場所または集会において行われた演説、訴えもしくは威嚇」、「公共の場所または集会において販売され、もしくは陳列された販売用または頒布用の著作物、印刷物、図画、版画、絵画、紋章、映像その他、著作、言語あるいは映像の媒体となるあらゆるもの」、「公衆の面前に貼り出された貼り紙またはビラ」、および「公衆に対する電子技術によるあらゆる伝達手段」——によって行われる差別的表現である。具体的にいうと、「出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無」あるいは「性別、性的指向または性自認もしくは障害」を理由とする人または人の集団に対する名誉毀損 (32 条 2 項および 3 項)、侮辱 (33 条 3 項および 4 項)、差別・憎悪・暴力の扇動 (24 条 8 項および 9 項)、そしてホロコーストの否定¹²⁾ (24 条の 2) であり、侮辱罪の法定刑が 6 カ月の拘禁および 2 万 2,500 ユーロの罰金あるいはそのいずれか、他の犯罪の法定刑が 1 年の拘禁および 4 万 5,000 ユーロの罰金あ

10) 関連して、労働法典には賃金労働者に対する性別または組合への所属を理由とする差別を使用者に禁ずる規定 (L. 1146 条の 1、L. 2146 条の 2) が置かれている。

11) そのほか、刑法典 132 条の 76 および 132 条の 77 において、被害者の特定の民族、国民、人種または宗教への実際のあるいは想定される帰属の有無、もしくは性的指向または性自認を理由として犯罪が行われた場合——具体的には、犯罪の前後もしくはその最中に、被害者もしくはその帰属する集団の名誉・名声を侵害する言葉、著作物、映像もしくは物の使用、あるいはあらゆる性質の行為を伴った場合——に刑罰を加重することが規定されている。

12) 正確には、「1945 年 8 月 8 日ロンドン協定付則国際軍事法廷規約 6 条の定める人道に対する 1 ないし数個の犯罪の存在への異議申し立て」であるが、本稿では便宜上、「ホロコーストの否定」ということとする。

るいはそのいずれかとなっている。ここでは、差別禁止事由が「出生」、「特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無」、「性別」、「性的指向」、「性自認」および「障害」の9つに限られており、しかも、名誉毀損、侮辱、差別・憎悪・暴力の扇動のいずれかに該当しなければ処罰されないこと、およびホロコーストの否定も差別的表現の中に含まれることを確認しておきたい。なお、出版自由法23条の定める公表手段によらない上記の差別的表現（ホロコーストの否定を除く）は刑法典で禁じられている（R. 624条の3、R. 624条の4、R. 625条の7）。

本稿では、論点が拡散することを避けるため、禁止される差別的表現のうち、人種差別的表現（人種の名誉毀損および同侮辱、人種の憎悪の扇動、ホロコーストの否定）に的を絞り、性差別的表現、同性愛嫌悪的表現や障害者に対する差別的表現の規制の問題は取り上げない。

I 1972年7月1日のプレヴァン法

1. 前身としての1939年4月21日のマルシャンドー法

反ユダヤ主義を標榜するナチス・ドイツの傀儡政権（ヴィシー政権）を経験したフランスでは、第2次大戦直後に制定された1946年憲法において、「すべての人が人種、宗教、信条の差別なく譲渡不可能かつ神聖な権利を保持することを改めて宣言」（前文1項）し、また1958年憲法でも、「フランスは、出生、人種または宗教の差別なく、すべての市民に対し法律の前の平等を保障する」（1条1項）と謳ったが、しかし人種差別的行為および人種差別的表現の両方を対象とする包括的な人種差別禁止法（プレヴァン法）が制定・施行されるまでに四半世紀もの時間を要し、その間、憲法の人種差別禁止原則を具体化した法律としては、「出版の自由に関する1881年7月29日の法律32条、33条および60条を改正するデクレ」¹³⁾——当時の司法大臣の名をとってマルシャン

13) Décret modifiant les articles 32, 33 et 60 de la loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse, *Lois décrets, avis du Conseil d'État, etc. avec annotations*, 1939, Sirey, pp. 1278 et s.

ドー法と呼ばれる——がほとんど唯一のものであったといつてよい。

ここにマルシャンドー法というのは、1939年3月、ナチス・ドイツがフランス、イギリスおよびイタリアとの間で締結したミュンヘン協定に違反する行動に出たことで国際的な緊張が急速に高まる中、政府に「国の防衛に必要な措置」を定める権限を与える同年3月19日の授権法¹⁴⁾にもとづき、4月21日に第3次ダラディエ内閣によって策定されたデクレ・ロワのことである。その主な内容であるが、1881年の出版自由法の制定当初から存在する「私人」に対する名誉毀損罪および侮辱罪の規定に加えて、「出生により特定の人種または宗教に帰属する人の集団」に対する名誉毀損罪および侮辱罪——これらの犯罪が成立するには、加害者の側に、「市民または住民の間に憎悪をあおる目的」があったことが必要とされる——の規定を新設するというものであった。

この集団名誉毀損罪および同侮辱罪の規定については、復古王政、7月王政および第2共和制の各時代に前例が存在したとの指摘がなされている¹⁵⁾。前例とは、「1または複数の階層の人々に対する市民の侮辱もしくは憎悪を掻き立てることによって公共の平穩を乱そうとした者」を処罰する1822年3月25日法10条¹⁶⁾「社会の諸階層の間での憎悪を扇動する行為」を禁ずる1835年9月9日法8条¹⁷⁾および「市民相互の侮辱もしくは憎悪を掻き立てることによって公共の平穩を乱そうとした者」を処罰する1848年8月11日のデクレ7条¹⁸⁾の各規定である¹⁹⁾。しかし、これらの規定は市民間の侮辱や憎悪の扇動を禁ずるもの

14) 同法の詳細は、村田尚紀『委任立法の研究』（日本評論社、1990年）87頁以下を参照。

15) Bernard Beignier, *L'honneur et le droit*, L. G. D. J., 1995, pp. 249 et s.

16) J. B. Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, avis du Conseil-d'État* (Duvergier, *Collection* と略記), t. 23, p. 484. ここにいう「階層」とは出身地、宗教、意見、社会的地位、職務および職業等によって集団的に把握された人々のことだとされる (*Ibid.*, p. 484 note (2)).

17) Duvergier, *Collection*, t. 35, p. 278.

18) Duvergier, *Collection*, t. 48, p. 438.

19) 出版自由法の成立に伴い、これらの規定は、「……出版およびその他の公表手段に対し法律により定められる重罪および軽罪に関する……、法律、デクレ、……は、いかなるものであれすべて廃止される。本法制定以前の法令が廃止していた規定は再び効力を生ずることがない。……」と定める同法68条によって廃止され、あるいは永久に失効した。

であり、人種的、宗教的集団に対する名誉毀損もしくは侮辱は犯罪の成立要件とされていない。それゆえ、これらの侮辱・憎悪扇動罪は集団名誉毀損・侮辱罪とは異なる独立した犯罪と考えるべきであろう²⁰⁾ともあれ、マルシャンドー法はフランスの法令において「人種 (race)」という言葉が登場した最初の例だとされており²¹⁾その意味で、同法はフランス法史上初の人種差別禁止法といってもよいであろう。

マルシャンドー法の立法趣旨は、ダラディエ首相およびマルシャンドー司法大臣ら4人の関係閣僚がブルバン大統領に提出した報告書²²⁾(以下「ダラディエ報告」という)で述べられている。それによると、私人に対する名誉毀損または侮辱によって生じた損害の賠償を求める私訴原告人 (partie civile)²³⁾になる資格が訴訟能力を有する法人だけでなく、法人格のない集団にも認められるか否かについては裁判所の間で争いのあるところであって²⁴⁾「市民間の対立を公然と掻き立て、あるいは掻き立てる目的で人の集団の名誉を毀損しても、訴追するのが難しい」ことが「最近起きた一連の事件」によって明らかとなった。

20) 内野・前掲注3), 56頁。

21) Danièle Lochak, “La race : une catégorie juridique ?”, *Mots*, n° 33, 1992, p. 292.

22) *Supra* note 13, p. 1278 note (10).

23) 山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会, 2002年)419頁によると、私訴原告人(私訴当事者)とは、「犯罪の被害者としての資格において、加害者に対して、犯罪により生じた損害の賠償を求める訴権が、公訴と同時に同一の裁判所において行使される場合に、その当事者に与えられる呼称」である。関連して、私訴権 (action civile) についても簡単に説明すると、それは犯罪の被害者がその犯罪によって生じた損害の賠償を求める訴権であり、民事裁判所、刑事裁判所のいずれにおいても行使できる。そして刑事裁判所における私訴権の行使は、検察官が加害者を起訴している場合はそれへの参加という形をとり、検察官が起訴していない場合は起訴を義務づける効果を有する(杉原丈史「フランスにおける集団的利益擁護のための団体訴訟」早稲田法学72巻2号(1997年)97頁以下)。まさに、「比較法的にみてユニークなもの」(白取裕司『フランスの刑事司法』(日本評論社, 2011年)287頁以下)と評される所以である。フランスにおける私訴権あるいは私訴について、小木曾綾「犯罪被害者と刑事手続——フランスの附帯私訴——」法学新報第98巻第3・4号(1991年)217頁以下、エマニュエル・ジュラン(加藤雅之訳)「フランスにおける私訴権(附帯私訴)」慶應法学第10号(2008年)329頁以下等も参照。

24) 法人格のない集団に対する名誉毀損罪および侮辱罪の成立の有無の問題について、Abbé Louis de Naurois, “Diffamation et injures envers les collectivités”, *Revue de science criminelle et droit pénal comparé*, nouvelle série n° 1, 1948, pp. 1 et s. を参照。

集団名誉毀損罪および同侮辱罪の規定はまさにそうした法の不備を埋めるものであるという。「最近起きた一連の事件」の具体的内容については判然としないが、この当時、ナチス・ドイツによるプロパガンダの影響を受け、フランスにおいてもファシストや極右の反ユダヤ主義運動が先鋭化していた²⁵⁾ことから、その規制を強めるねらいがあったものと思われる。実際、マルシャンドー法の主たる規制対象が反ユダヤ主義的言説であったことについては、研究者の間で見解が一致している²⁶⁾。ちなみに、マルシャンドー法のいう「出生により特定の人種または宗教に帰属する人の集団」は、「ユダヤ人の血を引く者」あるいは「ユダヤ教を信仰する者」というユダヤ人に関する通俗的な理解と符合している。

重要だと思われるのは、ドイツとの交戦の可能性が一気に高まった時期に制定されたマルシャンドー法の主眼がマイノリティ（ユダヤ人）の保護でなく、「フランス国家の分裂を回避すること²⁷⁾」にあったという点である。こうした国家の一体性の確保という目的はガラディエ報告の次の一節の中に明示されている。「問題となっているのは、厳密にいうと市民の利益ではなく、国家共同体の利益である。国家共同体を分裂させるすべてのものがそれを弱体化させる。国家共同体の結束を促すすべてのものがそれをより強くする。それゆえ国家共同体は、分裂・争いの企て、フランス人の間における憎悪の扇動のあらゆる企てを処罰するという決然とした態度をとる。……本デクレ案はもっぱら公共の利益および祖国の救済を目的とするものである²⁸⁾」要するに、集団名誉毀損罪および同侮辱罪は「人に対する罪」ではなく「国家（*chose publique*）に対する罪²⁹⁾」である。そして、まさにそうであるからこそ、親告罪である私人

25) 1930年代のフランスにおける反ユダヤ主義の動向について、Michael R. Marrus and Robert O. Paxton, *Vichy France and the Jews*, Stanford University Presse, 1995, ch. 2. を参照。

26) 例えば Bernard Herszberg, “Quesceca, les «origins raciales»? Propos sur la législation antiraciste: le ver est dans le fruit”, *Mots*, n° 33, 1992, p. 274.; Nathalie Droin, *Les limitations à la liberté d’expression dans la loi sur la presse du 29 juillet 1881*, L. G. D. J., 2010, p. 141.

27) Jean Peytel, “Group Defamation in France”, *Cleveland-Marshall Law Review*, n° 13, 1964, p. 67.

28) *Supra* note 13, p. 1278 note (10).

に対する名誉毀損罪・侮辱罪と異なり、公益を代表する検察官の職権による訴追が認められた（出版自由法旧 60 条 2 項）のであった。

ところで、政府に広範な権限を付与する前述の 3 月 19 日の授権法に対しては、反対派の議員から、政府による表現の自由等の侵害の危険性を指摘する声が上がっていた³⁰⁾が、ダラディエ報告では、集団名誉毀損罪・侮辱罪の規定は「出版自由法の根幹をなす自由の観念を変質させうるものではまったくない」として次のように述べている。「その目的は、自由の観念を、共和制の標語においてそれと不可分である諸観念と調和させること以外にない。市民の平等が人種または宗教を理由に損なわれることがあってはならない。そして、フランスという家族の全構成員を結びつけている友愛の感情が先祖代々の事情に由来する警戒心によって傷つけられることがあってはならないであろう³¹⁾」確かに、人種的、宗教的集団に対する名誉毀損および侮辱に限らず、一般に人種差別的表現が「自由」と並ぶフランス共和制の基底的な価値理念とされる「平等」および「友愛」と相容れるものでないことは論を俟たないであろう。ただ、その規制については、ダラディエ報告において言及されている表現の自由との関係だけでなく、フランスの共和制原理との適合性が問題となりうるところであり、後に検討する機会を持ちたい。

2. プレヴァン法の制定の経緯

マルシャンドー法はドイツとの戦争でフランスが敗北した直後に樹立されたヴィシー政権の下で 1940 年 8 月 16 日に一旦廃止されるが³²⁾ 4 年後にド・ゴ

29) *Ibid.*

30) 村田・前掲注 14), 89 頁。

31) *Supra* note 13, p. 1278 note (10).

32) 市原靖久「フランスの 1972 年人種差別禁止法」部落解放研究所編『世界はいま：諸外国の差別撤廃法と日本』（部落解放研究所，1985 年）172 頁に「このマルシャンドーのデクレは、一度も適用されることなく、ヴィシー政権下で廃止される」とあるが、実際には、1939 年 7 月 26 日にダルキエ・ド・ペルボワら反ユダヤ主義者 2 名がパリ大審裁判所第 12 軽罪部によって有罪判決を受けている (Cf. L. Joly, “Darquier de Pellepoix, «champion» des antisémites français (1936-1939)”, *Revue d'histoire de la Shoah*, n° 173, 2001, p. 50.)。

ルの率いるフランス共和国臨時政府によって発せられた共和的合法性の復活に関するオルドナンスにもとづき再び発効した。しかしマルシャンドー法に対しては主として、「『市民または住民の間に憎悪をあおる目的』の立証が困難である」、あるいは「自然人や非営利社団（association）の私訴がほとんど認められない」といった批判が出された³³⁾ 後者の批判は、私訴が認められるのは人種的、宗教的集団に対する名誉毀損・侮辱によって直接的かつ一身的な損害を受けた場合に限られるところ、そうした場合がきわめて稀であるということの問題にしている³⁴⁾ もとより、先に述べたように検察官が職権で加害者を訴追することは可能であるが、しかし検察官は総じて訴追に消極的であったといわれている³⁵⁾

このため、マルシャンドー法の抜本的改正を求めるロビー活動が1949年に設立された反人種差別団体のMRAP（反人種差別と人民友好のための運動）等によって行われた³⁶⁾ そしてこれを受け議会では、1959年から1972年にかけて、院内の各会派が数度にわたり改正案を提出したものの、政府が人種差別は存在せず、法改正は不要であるという立場を堅持したため、いずれの案も審議には至らなかった³⁷⁾

こうした状況の中で、新法制定の気運が高まる契機となったのが1971年11月10日の人種差別撤廃条約の批准である。ところで周知のように、同条約は4条において締約国に対し人種差別的表現および人種差別団体を規制する義務を課しているが、条約加入書の寄託に際し、フランス政府は次のような宣言を

33) Cf. Jacques Foulon-Piganiol, "Réflexions sur la diffamation raciale", *Recueil Dalloz Sirey*, chronique XXIX, pp.134 et s.; Fred Hermantin, "De l'injure et de diffamation raciste Étude critique du droit positif français", *Revue des droits de l'homme: droit international et droit comparé*, IV, No. 1, 1971, pp.60 et s.

34) Foulon-Piganiol, *ibid.*, p. 135.

35) Alain Terrenoire, *Rapport n° 2357 fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République*, Assemblée nationale, 25 mai 1972, p. 10.

36) MRAPの活動について、市原・前掲注32)を参照。

37) 林・前掲注7), 95頁。

行っている。「世界人権宣言の原則および本条約5条に定める権利が言及されていること³⁸⁾によって、締約国はこれらの条文で保障されている意見・表現の自由や平和的な集会・結社の自由と両立しない処罰規定を定める義務を免れるものと、フランスは解釈する³⁹⁾」この宣言について、人種差別撤廃条約への加盟の承認に関する法案が提出された議会では、4条の法的効果の排除または変更を意味する「留保」とみなす見解が主流であった⁴⁰⁾が、国連事務総長の照会に対し、政府が、「フランス政府の意図は、……条約に定められた義務の範囲を縮減することではなく、単に当該規定の解釈を書き留めるということだけである⁴¹⁾」と回答していることから、「留保」でなく4条に関する自国の解釈を明示する「解釈宣言」と解するのが妥当であろう⁴²⁾

いずれにせよ、当初、シャバン＝デルマス内閣はマルシャンドー法を柱とする現行の法制度⁴³⁾が人種差別撤廃条約4条の規定に適合しているとして、第5共和制下の歴代の内閣と同様⁴⁴⁾新法の制定に消極的であった⁴⁵⁾が、しかし同条約の批准後5カ月が経った1972年4月15日に、これまでの方針を180度転

38) 4条の中に、「締約国は、世界人権宣言に具現された原則および次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」という文言がある。

39) *J. O. R. F.*, 10 novembre 1971, p. 11105.

40) 下院におけるピエール・ベルナル・クステ (*J. O. R. F.*, 16 avril 1971, *Débats parlementaires*, Assemblée nationale p. 1116) アラン・テールノワール (*Ibid.*, p. 1117), および、上院におけるガストン・モネルヴィル (*J. O. R. F.*, 19 mai 1971, *Débats parlementaires*, Sénat, p. 438) の発言。

41) *Supra* note 39.

42) Charles Korman, "Le délit de diffusion d'idées racistes", *La semaine juridique*, n° 50, I, 3404.

43) ソゼド下院議員の質問に対する1972年4月15日の政府の答弁書 (*J. O. R. F.*, 16 avril 1972, *Débats parlementaires*, Assemblée nationale, p. 879.) によれば、顧客に対し、人種、民族または宗教への帰属を理由に商品の販売または役務の提供を拒否した者は1945年6月30日のオルドナンス第1483号37条——合理的理由がなく商品の買い手の要求や役務提供の要求を拒否することを禁じている——違反を理由に処罰される(判例として, *Cour de Colmar*, 25 février 1972, *Recueil Dalloz Sirey*, sommaire de jurisprudence, 1972, p. 83.)。また、1901年7月1日の結社法(「非営利社団契約に関する法律」)の下で、人種差別団体は公序または良俗に反することを理由に裁判所の解散命令の対象となりうるという。

44) 例外として、ミッシェル・ドブレ内閣が1959年11月に人種差別禁止法案を議会に提出したことがあるという (Cf. Terrenoire, *supra* note 35, p. 3 note(2).)。

換する意向であることを表明した。すなわち、ソゼド下院議員の質問に対する答弁書⁴⁶⁾において、「人種差別的表現および人種差別的行為——フランスではそれらは例外的なものであり続けている——の有効な規制は現行法によって確保されうる」としつつ、「それでも人種差別的な振る舞いは特に憎むべきものであるため、より断固とした特別な規制措置を定めることは有益だと思われる」と論じ、悪質な人種差別の禁止の徹底を図る見地から議員提出法案の審議入りを了承したのである⁴⁷⁾。

そこで下院立法委員会において、1968年に提出された5つの法案および1971年に提出された1つの法案⁴⁸⁾を叩き台として、政府と協議を重ねながら法案を作成し、それが1972年6月7日に下院の審議に付された。審議の冒頭で、下院立法委員会の報告者アラン・テールヌワールが法案の趣旨・概要を説明している⁴⁹⁾が、その中でテールヌワールは、「最も憎むべき強制収容所および絶滅収容所の人種差別は弱まったものの、北アフリカ、ブラック・アフリカ出身の外国人労働者等の増加によって、偽善的で控え目だが日常的な人種差別はかつてないほど勢いを増している⁵⁰⁾」、「専門的知識を持たず、言葉の壁によってほとんど常に孤立しているこれらの人々は、フランス人の嫌がる仕事を引き受けざるを得ない。彼らはしばしば地下室、スラム街、衛生状態の悪い家屋に住み、多くの場合、社会の片隅で孤立した生活を送っている」(要約)な

45) 下院におけるジャン・ド・リブコウスキ外務大臣補佐の発言 (*J. O. R. F.*, 16 avril 1971, *Débats parlementaires*, Assemblée nationale, p. 1117.)。

46) *J. O. R. F.*, 16 avril 1972, *supra* note 43.

47) 政府によるこうした方針転換の背景について, Erik Bleich, *Race politics in Britain and France : ideas and policymaking since the 1960s* (Cambridge University Presse, 2003), pp. 129-135. を参照。

48) これらの議員提出法案の中身について, Jacques Foulon-Piganiol, "Nouvelle réflexions sur la diffamation raciale", *Recueil Dalloz Sirey*, chronique XXXV, pp. 163 et s. を参照。

49) *J. O. R. F.*, 8 juin 1972, *Débats parlementaires*, Assemblée nationale, pp. 2280 et s.

50) 最近起きた人種差別事件の具体例として, テールヌワールは, 「アルジェリア人が, 無賃乗車を理由にル・ミストラル (Le Mistral) の車掌から虐待を受けた後に自殺に追い込まれた事件」, 「バニユー市 (Bagneux) にある移民労働者の宿泊施設に警察が立ち入り, 彼らに激しい暴力を振るった事件」, 「セネガル人労働者を劣悪な状態に置き自動車で輸送していた雇用主が摘発された事件」を挙げている (*Ibid.*, p. 2280.)。

どと述べ、旧来から根強くある反ユダヤ主義だけでなく、外国人労働者（移民）等に対する「社会的な人種差別（*racisme social*）⁵¹⁾」とも対峙する必要性があることを指摘している。他の議員からも同様の意見が発せられている⁵²⁾が、こうした「新しい形態の人種差別⁵³⁾」は、人種差別的表現の規制に加え、社会的、経済的分野での差別的行為の規制の必要性を如実に示すものであったといえよう。なお、テールヌワールは、「提案されている法律の改正によって人種差別の一切が消滅するというナイーヴな考えは持っていない。真の反人種差別政策はまず教育および情報提供から行われる⁵⁴⁾」と述べ、人種差別禁止法が必ずしも万能の解決策ではなく、教育や啓蒙活動を地道に続ける必要があることも指摘しているが、それは法案の審議に参加した議員に共通する考えであったと思われる⁵⁵⁾

下院における審議の内容にこれ以上立ち入ることはできないが、法案の審議入りまでに数年を要した点を問題にする意見⁵⁶⁾のほかに特に目立った批判はなく、委員会案は一部修正を施された⁵⁷⁾うえで、全会一致で可決される。そして6月22日に、上院も全会一致で法案を可決したのであった⁵⁸⁾このように、重要法案が議員の主導の下で作成され⁵⁹⁾しかもそれが議会において一人の反対も

51) Terrenore, *supra* note 35, p. 2.

52) ルネ・シャゼール議員 (*J. O. R. F.*, 8 juin 1972, *supra* note 49, p. 2282) のほか、ギ・デウコロネ議員 (*Ibid.*, p. 2285)、ヴィクトール・サブレ議員 (*Ibid.*)、ジャン・フォンテーヌ議員 (*Ibid.*, p. 2286.) など。

53) ルネ・シャゼール議員の言葉である (*Ibid.*, p. 2282.)。

54) *Ibid.*, p. 2281.

55) 例えば、ルネ・シャゼール議員は、「人種主義に対する闘いは孤立した企てとして理解すべきでなく、権利の平等のための全体的行動の中に組み込まれるべきである」として、教育、住居・雇用政策、情報提供等の持つ重要性を指摘している (*Ibid.*, p. 2282.)。そのほか、ギ・デウコロネ議員 (*Ibid.*, p. 2285.) やポール・ラカヴェ議員 (*Ibid.*, p. 2289.) の発言も参照。

56) 例えばエドゥワール・シャレー議員 (*Ibid.*, p. 2282.)。

57) 当初の案では、出版犯罪には刑法典の累犯加重規定を適用しないとされていたが、人種的名誉毀損罪および同侮辱罪と人種的憎悪扇動罪に限り、同規定の適用が認められることとなった (*Ibid.*, pp. 2294 et s.)。

58) *J. O. R. F.*, 23 juin 1972, *Débats parlementaires*, Sénat, pp. 1172-1181.

なく可決成立したのは異例のことというべきである。

3. プレヴァン法の要点

包括的な人種差別禁止法の名にふさわしく、プレヴァン法の内容は多岐にわたっているが、本稿のテーマに直接関係があるのはマルシャンドー法の改正および人種的憎悪扇動罪の規定の新設である⁶⁰⁾

前述したようにマルシャンドー法は、「市民または住民の間に憎悪をあおる目的」で行われる「人種または宗教的集団」に対する名誉毀損および侮辱を禁じていたが、プレヴァン法では、①犯罪の成立要件から、「市民または住民の間に憎悪をあおる目的」という文言を削除し、②「人種」、「宗教」のほかに新たに「出生」、「民族」および「国民」を差別禁止事由に加え、③「人の集団」の名誉に加え、「人」（自然人および法人）の名誉を保護し、さらに、④当該犯罪が行われた日から5年以上前に届け出がされている人種差別と闘う団体に私訴原告人の権利を認めている。

上記の改正点のうち、①と③・④はそれぞれ、『市民または住民の間に憎悪をあおる目的』の立証が困難である、「自然人および非営利団体の私訴がほとんど認められない」というマルシャンドー法に向けられた批判に答えるもので

59) なかでも下院立法委員会の報告者であったアラン・テールヌワールが果たした役割は大きい。

60) プレヴァン法の他の要点は以下のとおりである。①戦闘集団および民兵に関する1936年1月10日法の改正（大統領による結社・集団の解散命令の事由に、「出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無を理由に差別、憎悪または暴力を扇動し、あるいはそうした差別、憎悪または暴力を正当化し、または助長しようとする思想または理論を広めること」を追加。なお同法は2012年に廃止され、現在は国内治安法典L212条の1に規定されている）。②刑法典187条の1の新設（「出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無」を理由に権利の享受を故意に認めなかった公権力の受託者または公役務の担当者を処罰。現行の432条の7）。③刑法典416条の改正（「出生または特定の民族、国民、人種もしくは宗教への帰属の有無」を理由に財物または役務の提供や雇用を拒否し、あるいは解雇するなど所定の差別的行為を行った者を処罰。現行の225条の2）。④刑法典187条の1および416条の定める犯罪について、当該犯罪行為の日から5年以上前に届け出がされている人種差別と闘う団体に私訴原告人の資格を付与。⑤人種的名誉毀損罪・侮辱罪および人種的憎悪扇動罪に係る累犯の場合の刑の加重。

ある。その中で特に重要なのが④の団体訴権 (action collective)⁶¹⁾であるが、後の議論との関係で、ここではその目的が「人種的集団の精神的利益の保護⁶²⁾」(テールヌワール)にあるとされたことに注意しておきたい。

一方、②で特筆されるべきは「国民」という文言の挿入である。このことは、人種差別撤廃条約4条の適用対象であるのか必ずしも明確でない外国人嫌悪的表現⁶³⁾が規制のリストに加えられたことを意味するものとして、注目に値する。人種差別的表現と並べて外国人嫌悪的表現を規制の対象とするのは、2つの表現を峻別することが難しいという事情があるからである。直接には人種的憎悪扇動罪についてのものであるが、1972年5月25日の下院立法委員会の報告書は次のように述べている⁶⁴⁾「そこには人種または宗教にもとづく憎悪の扇動だけでなく、国籍にもとづく憎悪の扇動も含まれることを強調すべきである。それは望ましい措置である。というのは、今日、人種差別と外国人嫌悪の区別が困難な場合が往々にしてあるからである。扇動者と同じ人種に属する外国人労働者を保護の対象から除外するならば、規定の持つ効用の大半が失われるであろう」(傍点は原文では斜字体)。

なお、外国人嫌悪的表現に関する判例は人種差別的表現に関する判例と比べそれほど多くない。主なもの2つを紹介しておく、1つは1986年5月6日の破毀院判決であり、ある記事の中の「我々に養われている外国人」という言

61) フランスにおける団体訴権あるいは団体訴訟について、水谷規男「検察官の不起訴裁量と集団の利害：フランスの団体私訴 (action collective) の発達を素材として」一橋論叢第101巻第1号(1989年)80頁以下、杉原・前掲注23)、荻村慎一郎「フランスにおける団体訴訟について」本郷法政紀要10号(2001年)37頁以下を参照。

62) Terrenoire, *supra* note 35, p. 11.

63) 人種差別撤廃委員会は人種差別撤廃条約の締約国に対し外国人嫌悪的表現(外国人に対する差別的表現)の規制を勧告している(Committee on the Elimination of Racial Discrimination, *General recommendation n° 30 (2004) on discrimination against non citizens*, para. 11. (本文書は国連のHPから入手))。ただ、同条約がそもそも外国人差別を規制の対象としているのか否かについては、差別禁止事由に掲げられた《national origine》(1条1項)を「国民的出身」と解するのか、それとも「民族的出身」と解するのかによって見解が分かれるであろう(村上正直『人種差別撤廃条約と日本』(日本評論社、2005年)25頁以下を参照)。

64) Terrenoire, *supra* note 35, p. 15.

葉に添えられた「最も危険なアルジェリア人の血筋」という文言、および「アルジェリア人の野放しの移住」という命題の後の「労働者の数は少なく、危険な寄生者が多い」という文言について、アルジェリア出身の移民労働者に対する人種的侮辱罪の成立を認めている⁶⁵⁾。また、1997年6月24日の破毀院判決では、ある県会議員選挙の候補者が選挙ビラの中で移民のことを「侵略者」、「わが国を占拠している者」、「不遜かつ有害な外国人」と呼んだことが人種差別の扇動に当たるとされた⁶⁶⁾。

次に、プレヴァン法における人種的憎悪扇動罪の規定の新設であるが、それは、「……人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動……も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること」という人種差別撤廃条約4条(a)に定められた加盟国の義務を履行するためのものと解される。但し、プレヴァン法では、条約の命ずる人種差別および暴力行為の扇動のほかに、人種的憎悪の扇動をも禁じていることに留意すべきである。なお、4条(a)では「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布」の禁止も要求しているが、これに対応する規定はプレヴァン法の中に見当たらない⁶⁷⁾。

これでプレヴァン法に関する総論的考察を終え、次章では人種的名誉毀損罪および同侮辱罪に焦点を当て詳しく検討することとする。

(2013年10月10日脱稿)

65) 他方、同判決は、移民全体に対する人種的侮辱罪の成立は否定している(Cour de cassation, chambre criminelle, 6 mai 1986, n° 8490788.)。

66) Cour de cassation, chambre criminelle, 24 juin 1997, n° 9581187.

67) 1990年に新設されたホロコースト否定罪の規定を人種主義思想の流布を禁じた規定と解する余地はあろう(Cf. Korman, *supra* note 42.)。